

宮 財 第 2 9 3 号
平成 20 年 10 月 20 日

各 部 局 長
教 育 長
議会・各委員会事務局長
上下水道事業管理者 殿

副市長 小 田 原 員 人

平成 2 1 年度の予算編成に対する基本的な考え方について（依命通知）

平成 2 1 年度の予算編成方針の決定がなされましたので、次の基本的な考え方にそって、予算編成作業を行ってください。

国においては、「経済財政改革の基本方針 2 0 0 8」を踏まえ、平成 2 1 年度予算では、財政健全化と重要課題への対応の両立を図ることとし、引き続き、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と真に必要なニーズにこたえるための財源の思い切った重点配分を行うこととしております。また、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとしております。

一方、地方財政についても、「基本方針 2 0 0 6」及び「基本方針 2 0 0 7」に則った最大限の削減を行うこととし、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方公務員人件費、地方単独事業等の徹底した見直しを行うこと等により地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制することとしております。

このように国、地方を通じた厳しい財政状況にあって、本市では、平成 2 0 年度一般会計当初予算において、徹底した行財政改革に努め、市債発行額を極力抑制した結果、4 8 年ぶりに元金ベースでのプライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字化を達成し、健全財政の確立に向けて新たな第一歩を踏み出しております。

しかしながら、今後の財政状況についても、日本経済の景気回復の材料は乏しく、税収動向は厳しさを増しており、地方交付税は総額抑制による削減が見込まれることから、歳入全体としては、自主財源、依存財源ともに安定的な確保が厳しい状況になると思われます。歳出においても、扶助費をはじめとした社会保障関係費の著しい伸びや職員の大量退職期への対応など、多くの懸念材料を抱えております。

また、平成 1 9 年 6 月に制定された「自治体財政健全化法」において、財政指標の整備と情報開示の徹底が義務付けられ、地方公共団体の財政規律の強化

に向けた取り組みが求められています。

これらを踏まえ、平成21年度は、「第四次宮崎市総合計画」における将来の都市像である「活力と緑あふれる太陽都市...みやざき...」を実現するため、地域コミュニティが社会の中心となる住民自治を推進するとともに、効率的で信頼される健全な行財政運営に努め、『健全財政都市』づくりを目指して、次の3つの基本方針のもとに予算編成を行うこととします。

については、職員一人ひとりが、明確なコスト意識を持ち、事業の選択と集中を図る観点から、新たな創意工夫のもと、思い切った事業の見直しや予算要求限度額内での重点化に英知を結集して取り組んでください。

1 3つの基本方針

(1) 『第四次宮崎市総合計画の着実な実施と新市建設計画の推進』

「第四次宮崎市総合計画」において目標とする将来の都市像を実現するため、5つの基本目標の達成に向け、基本計画に掲げる主要施策を着実に実施するとともに、「新市建設計画」に基づく各種事業を一層推進することにより、地域コミュニティの活性化や市民が主体となったまちづくりに取り組む。

(2) 『徹底した行財政改革の取り組み』

市民や地域との協働のもと、時代の変化に迅速に適応した効率的で、かつ効果的な行財政運営を進め、都市間競争に勝ち抜くことのできる自立した自治体を目指すため、合併によるスケールメリットを活かしながら、「宮崎市集中改革プラン」に基づき、危機意識と改革意欲を持って、行財政改革に徹底的に取り組む。

(3) 『健全財政の確立』

新たな宮崎市中期財政計画における目標を実現するため、プライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字化を堅持し、市債残高については、市債発行額を前年度以下に抑制するなど計画的に削減する。

また、年度間の財源の不均衡を調整するために備える基金は、本来の目的である不測の事態への備えとして、取り崩し額を抑制し一定額を確保する。

さらに、一般行政経費については、経費節減・合理化等による歳出の抑制と事務事業の選択と集中化に努め、中長期的な視点を持って抜本的な見直しを行う。

なお、歳入の根幹である市税等の収納率向上に格段の努力を払い、全庁一丸となって歳入確保対策に取り組むとともに、基金などの資源の利活用による自主財源の確保に努める。

【宮崎市中期財政計画の3つの目標】

- 目標1 市債残高100億円圧縮を目指す
- 目標2 財政5基金残高200億円以上の確保を目指す
- 目標3 一般行政経費前年度比3%以上削減を目指す

2 基本的事項

(1) 歳出事業別予算要求基準の設定

限られた資源を市政の重要課題に集中し、事務事業の改革・改善を推進するため、「重点化事業（戦略プロジェクト）」、「政策的事業」「公共投資関係事業」「義務的経費」「一般行政事業」の5つの歳出事業ごとに予算要求基準を設定する。（詳細は別紙）

(2) 各部局別予算達成目標の設定

各部局長の改革に向けたイニシアティブを発揮させるため、平成20年度当初予算額の一般財源に市債を加えた額（以下、「一般財源ベース」という。）から10%減じた額（義務的経費及び繰出金を除く。）を各部局の予算達成目標とし、事業の制度及び施策の根幹にまで踏み込んだ抜本的見直しを行い、事業のスクラップアンドビルドに努める。

(3) 総合計画戦略プロジェクトへの対応

総合計画において、次の3つの戦略プロジェクトに位置づけられた8つの重点テーマについては、予算の重点化を図る。

『次世代を担う人づくり』戦略プロジェクト

『地域コミュニティの活性化』戦略プロジェクト

『都市の魅力創出』戦略プロジェクト

(4) 事業評価結果の反映

事業評価制度における評価対象事業については、その評価結果を適切に反映した予算を要求する。

また、事業評価対象外事業についても点検を行い、効率的で、かつ効果的な事業実施を行うなど改革・改善に努める。

3 限られた予算の有効活用

- ### (1) 国の予算や地方財政計画等が未確定ではあるものの、これらの動向を見極めつつ、的確な予算の見積もりを行い、それ以外は現行制度に基づいた年間総合予算として編成する。

(2) 事業計画の立案に際しては、国・県・関係団体及び市民との間の責任と役割分担を明確にするとともに、これまでの枠組みや前例にとらわれることなく、ゼロベースからの構築に努める。

(3) 当初予算編成後に生じた制度改正等に伴う経費、災害復旧関係費等、緊急又は真にやむを得ないものを除き、原則として補正は行わないものとし、市民ニーズに直結する事項が生じた場合には、その対応について財政課と事前に十分調整を図る。

(4) 厳しい財政状況を踏まえ、自主財源の確保を図る観点から、市税等の収入未済額の縮減や貸付金等の適正な債権管理を図るとともに、受益者負担の原則に立ち、使用料・手数料等については定期的な見直しを行い、適正化を図る。

併せて、広告事業の導入や特定目的基金の活用等により、可能な限り財源の確保に努める。

(5) 監査委員や包括外部監査人による監査等の指摘に係るもので、予算編成に係る事項は、改善のうえ適切に反映する。

4 資源の集中化に当たっての方針

既存事務・事業の徹底的な見直しを行うとともに、費用対効果の観点から事業の優先度を明確化しつつ、次の点に留意し資源の集中化を図る。

(1) 新規事業創設のための思い切った既存事業のスクラップ

(2) 国庫補助事業や公共事業など、従来の国や県との関係をベースにした仕事のあり方の見直し

(3) 官・民の役割分担を見直し、アウトソーシング(外部委託)による業務のスリム化

(4) 事業の終期の設定や将来を見据えた段階的な削減

(5) 債権管理の徹底と遊休財産の計画的処分

(6) 部局間で連携した事業の構築

5 事業立案の際に配慮すべき事項

新たに事業を立案しようとする時、又は既存事業の組み替えを行う際には、次の点に配慮する。

(1) ボランティア、NPO等との協働を活かした仕組みづくり

(2) 障害者や高齢者などの雇用・就業、自立への支援

(3) ユニバーサルデザイン(誰もが無理なく利用できるサービス)の実現

(4) 男女共同参画

- (5) 地理的なハンディキャップの克服や行政手続きの簡素化など I C T の活用
- (6) 地域協議会やまちづくり懇談会の市民の声 (ニーズ)
- (7) 近隣 3 町との連携や交流

6 組織改革への対応と人件費縮減の取り組み

- (1) 平成 2 1 年度の組織改革も視野に入れ、人と知恵で仕事をするといった視点で、事業の構築に取り組む。
- (2) 定員及び機構については、時代の要請に対応して行政の役割・あり方を見直すとともに、「宮崎市集中改革プラン」に則して、徹底した事務事業の見直しやアウトソーシングによる業務量の縮減を図り、「定員適正化計画」に基づく計画的、段階的な人件費の縮減に取り組む。

7 公の施設の適切な管理運営

公の施設については、まずは当該施設の必要性を十分に検討した上で、指定管理者制度の活用を図り、効果的・効率的な施設運営に努めるとともに、指定管理者の選定については、原則公募とされていることを踏まえ、手続の公平性・透明性を確保するよう十分に注意する。

8 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保

- (1) 特別会計については、積み上げによる要求とするが、特別会計の設置目的に応じて、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、財源の不足を安易に一般会計からの繰入金に依存することのない収支均衡を目標とすること。

また、常に使用料等の見直しに努め、必要最小限の経費を計上するなど、事務費の節減や合理化を図り、一般会計と同様の視点に立ち、予算のスリム化等に努める。

- (2) 企業会計についても、一般会計に準ずることとするが、独立採算を前提に、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立って、経営の健全化に努める。

また、一般会計からの繰出金については、繰出基準を明確にし、基準外繰出金の節減に努める。

9 公益法人等 (社団法人・財団法人・社会福祉法人等) の経営の健全化

- (1) 市が出資、補助等を行っている公益法人等については、その設立の趣旨に即して、組織機構の見直しや経営の合理化など、長期的見通しに基

づく健全経営を行うよう要請する。

なお、予算編成にあたっては、自主財源の確保、管理的経費の縮減、委託事業・補助事業の見直しなどについて、各団体と協議のうえ、安易に市の財政援助を期待することのないよう関係部局において十分指導する。

(2) 当該団体の基本財産等についても、确实かつ有利な方法で運用するようきめ細やかに指導する。

10 市民への説明責任

事業の実施に当たっては、市民への説明責任を果たすことが不可欠であることから、市民の視点から事業のわかりやすさ、周知の手法に配慮しつつ、事業の実施方法やスケジュールなどについても十分検討する。

11 国の補正予算への対応

国が補正予算を編成する場合には、その概要が明らかになった時点で、対応方針について別途通知する。